

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

令和5年4月11日

京都市長 門川 大作

1 空き家等に関する事項（登記情報による。）

- (1) 所在地 京都市伏見区醍醐切レ戸町1番25
- (2) 建物所有者 鄭 瀆和

2 緊急安全措置の内容

外壁の落下防止措置

3 実施日

令和5年3月20日から令和5年3月24日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)